

「日米韓国際シンポジウム
——核兵器禁止条約発効後の課題と展望——
話題提供資料・事前学習動画

要約

秋葉忠利（原水爆禁止日本国民会議顧問）

新型コロナウイルス蔓延で、人類には生存能力があるのかどうかの試練に晒されている。事実によってその能力の存在を示さなくてはならないが、存在証明の一つが、1月22日に発効した核兵器禁止条約（以下、英語名の The Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons を略した「TPNW」と呼ぶ）だ。人類にとって画期的な出来事である。

TPNW の発効は、全世界の平和活動家の努力の賜物である。広島・長崎の被爆者、原水禁の旗の下に集い頑張ってきた個人や加盟団体、ICAN の構成団体やメンバーたち、多くの NGO の活動家、志を同じくする国々、様々な分野の専門家そして多くのボランティア等々、心を一つに奮闘してきた皆さんに心からの感謝を捧げる。この成果を誇りつつ新たなエネルギーを創り出し、次のステップに踏み出す力になることを切に願っている。

[過去の成功の上に立って未来創りを]

このシンポジウムで強調したいのは、過去の成功例から教訓を引き出し、それを生かして現在の問題解決につなげ、その結果としてより良い未来を創る、というシナリオだ。TPNW の発効は人類史的な成果だから、当然、成功例の一つである。だとすると、これまでと同じ活動を続けることでさらなる成果を得るというシナリオには説得力がある。自信を持ってこれまで通りの活動を続けよう。

同時に、TPNW が現実になった今、新たな目標と達成期限が必要になる。そのための「新たな」道具やこれまで使って来なかったアプローチも必要になる。「これまで通り」と「新たなアプローチ」の両者を上手く使い分け、使いこなすことが重要になる。

以下 5 部に分けて、TPNW 発効後に我々が考え行動するためのアイデアを考える。

- (A) TPNW の概略
- (B) 人類にとっての「自明の理」——TPNW 後を考える文脈
- (C) 新たな目標——「2040 ビジョン」
- (D) 成功を支えた 4 本の柱
- (E) 「2040 ビジョン」達成のための具体的ステップ

(A) TPNW の概略

[核兵器禁止条約]

最初にこの条約の特徴を何点か挙げておく。

- 前文に、「hibakusha」という単語が使われている。世界が、被爆体験を理解し被爆者のメッセージに応えたことを示している。被爆者の価値観を世界が内面化したと言って良い。(註:「hibakusha」という単語が国際的な公文書で使われたのは、今回が初めてではない。1970代のNGOシンポジウム以来、使われており、英和辞典の見出し語にもなっている)
- カナダ在住の被爆者、サーロー節子さんがいみじくも指摘したように、この条約によって、「核兵器は絶対悪」という道義的・人道的な力が、法的な正当性も持つことになった。この考え方は、正気の人間の持つ良識として世界中に共有されている。従って、核保有国を含めた全ての国が批准し、我々とともに行動することになるのは時間の問題だ。
- TPNWは、核兵器について次に掲げる行為を禁止している。
 - 開発 (development)
 - 実験 (testing)
 - 製造 (production)
 - 備蓄 (stockpiling)
 - 移譲 (transfer)
 - 使用 (use)
 - 使用すると威嚇 (threat of use)
- 締約国は、核実験や核使用の被害者への保証や、損傷された環境の修復・改善の義務も負う。

TPNWについての詳細かつ分かり易い解説として、湯浅一郎さんによる、「日米韓国際シンポジウムへの事前学習動画」をお勧めする。さらに、条約の全文や、これまでの経緯については、国連やICAN、外務省等のホームページを参照されたい。

(B) 人類にとっての「自明の理」——TPNW後を考える文脈

[自明の理を言語化する]

「成功例」をまとめる上で最初に確認しておきたいのは、「当たり前」のことを「当たり前」だときちんと述べておくことの大切さだ。アメリカの独立宣言ではそれを「自明の理」と呼んでいる。「言うておく」とは「言語化」を意味する。

この点を強調するには理由がある。最近特に顕著になって来た憂うべき傾向に怒りを感じ、呆れているからだ。それは、この「当たり前」のことに、いちゃもんを付けるリダーたちがマスコミの目を奪ってしまっ、とんでもない屁理屈の方が大手を振って

のし歩いている姿だ。日米のトップ・リーダーたちが頭に浮ぶが、マスコミの大半も同罪かもしれない。

しかし、見え難くなっているにもかかわらず、改めて「当り前」を再認識した上で、人類がこれまでに積み上げてきた尊い歴史を共有しそこから学び、未来創りに生かして行かなくてはならない。

① 核兵器が道義的立場、人道的な立場から許されないことは、広島・長崎の惨禍を少しでも学んだ人にとっては当然のことであり、「絶対悪」とまで表現する被爆者も多くいる。2003年の平和宣言でもこの言葉を使っている。1999年の平和宣言では「悪魔の兵器」と呼んでいる。核兵器の悪は「自明の理」なのだ。

この一点だけから考えても、それを法的な枠組みに置き換えれば、「力の支配」を否定して「法の支配」を最優先してきた人類史の流れの中では、核兵器が「国際法違反」であることは誰も否定できないはずだ。1945年に人類は、その事実を言語化して、「宣言」または「条約」の形で世界を縛る「原則」として採用することだけをすれば良かったのだ。すなわち、その当時、人類の良識が生きていたとすれば、アメリカの「独立宣言」のように、自明の理を言語化することこそ最優先されるべきだったのである。

事実、そのような言語化はあった。1945年8月10日に日本政府が駐スイス公使を通してアメリカに送った抗議文だ。戦時中の日本政府の言葉として、唯一、真っ当な内容を持つものかもしれない。難しい表現だが、原文も読んで欲しい。

「...抑々交戦者は害敵手段の選択につき無制限の権利を有するものに非ざること及び不必要の苦痛を与うべき兵器、投射物其の他の物質を使用すべからざることとは戦時国際法の根本原則にして、それぞれ陸戦の法規慣例に関する条約附属書、陸戦の法規慣例に関する規則第二十二條、及び第二十三條(ホ)号に明定せらるゝところなり。...米國が今回使用したる本件爆弾は、その性能の無差別かつ殘虐性において、從來かゝる性能を有するが故に使用を禁止せられおる毒ガスその他の兵器を遙かに凌駕しをれり、米國は國際法および人道の根本原則を無視して、すでに広範圍にわたり帝國の諸都市に対して無差別爆撃を実施し來り多数の老幼婦女子を殺傷し神社仏閣學校病院一般民家などを倒壞又は焼失せしめたり、而して今や新奇にして、かつ從來のいかなる兵器、投射物にも比し得ざる無差別殘虐性を有する本件爆弾を使用せるは人類文化に対する新たな罪狀なり帝國政府は自らの名においてかつまた全人類及び文明の名において米國政府を糾弾すると共に即時かかる非人道的兵器の使用を放棄すべきことを嚴重に要求す」

内容をまとめておくと、根拠法は1899年ハーグ「陸戦の法規慣例に関する条約」で、原爆投下がこれに規定されている次の項目に違反しているとの主張だ。

- 不必要な苦痛を与える兵器の禁止（第 23 条）
- 無防守都市に対する無差別広域爆撃の禁止（第 25 条）
- 軍事目標主義（第 27 条）

さらに、原爆投下以前の日本各地での無差別爆撃も国際法違反だと主張した。

もっとも、戦争中の日本軍の行為を振り返ると、アジア・太平洋で同様の国際法違反を繰り返していた訳だから、被害を受けた人たちから、「どの面下げて、正義を主張するのか」と言われてもその文脈では反論が難しい言い分ではある。同時に、日本政府が国民の生命や生活を守る立場で、国際的に発信を行った珍しいケースであることも重要だ。しかし、1955 年の下田裁判で日本政府は、この抗議文が戦争中の迷いごとだと断じた上で完全否定している。

② しかし、原爆投下が国際法違反であることの明文化は当然であった。それが「法の支配」の本来の姿だったはずだ。「法の支配」とは、言葉に意味のあることを大前提として、その言葉の意味を尊重し、言葉で示された内容を正確に行動に移すという合意に他ならない。法律の世界ではラテン語を使って、「pacta sunt servanda」（意味は、「契約（合意）は守られねばならない」だが、「約束履行義務」の方が分かり易いかも知れない）という原則として定式化されている。核兵器廃絶運動の中で我々は、この原則に依拠して、核兵器を廃絶するための行動を続けてきた。言葉によって核兵器の非人間性や違法性についての人類的合意を作り、それを元に核兵器を廃絶するというプロセスだ。

③ この点を確認した上で、にもかかわらず、世界で「力」に依存する政治を維持してきた勢力が、核兵器の合法性を強く主張してきた事実がある。それも、言葉の意味を捻じ曲げることで、民主的なプロセスと世論の双方を無視することと一体の主張だった。その結果として、我々市民、特に被爆者が、長い苦しい努力を強いられることになった。その努力とは、当り前の真実を「真実」と認めさせ、それを元にした政治を実現させるためのものだった。そしてその努力を続けた世界の多数派は勝利を収めてきた。我々が希望を持ち続けられる根拠は、このような努力によって、仮に時間が掛ったにせよ、目標は一つずつ、徐々に、しかしながら確実に実を結んできた歴史なのである。

(C) 新たな目標——「2040 ビジョン」

[2040 ビジョン]

TPNW は大きな成果だが、我々の最終目標ではない。最終目標は、核のない平和な世界の実現であり、少なくとも、核なき世界の実現、つまり核兵器廃絶を次の目標としたい。

1937年に世界的ベストセラー『頭を使えば金持ちになれる』を書いたナポレオン・ヒルが提唱していたのは、「期限の付かない目標は、夢にしか過ぎない」というものだった。それに倣って、核兵器廃絶実現の期限を2040年と設定する。

2040年には歴史的意味がある。それは、この規模の大きな出来事を実現するために約20年掛かった実例があるからだ。国際司法裁判所（以下、ICJと略）の勧告的意見は、1996年に発出された。そこでは、「一般的には」という限定付きだが、核兵器の使用や使用すると脅すことは、国際法違反だという判断が示された。核保有国に取っては都合の良い「抜け穴」だが、その「抜け穴」を塞ぎ、核兵器を完全に禁止するという国際法がTPNWである。国連総会において、多数決によって2017年に採択されたことは記憶に新しい。この間、約20年。発効までの期間は24年だが、そこから数えて、核兵器の廃絶に至るのもう20年掛ると予測することは、可能性の一つとして荒唐無稽とは言えないだろう。

目標期限として、被爆後100年の2045年を採用すれば、1996年から約50年にもなり、数字としては切りが良いかもしれない。しかし、被爆後100年という年月が実際に経過する前に何としてでも核廃絶を実現したいという強い意志を、5年前倒ししての「2040年」に込めたいのである。

さらに、「2020ビジョン」を提案した平和市長会議の考え方を踏襲すれば、中間目標も同時に掲げるべきだろう。日本においては、2030年までに、日本政府にTPNWを批准させるという目標が重要である。世界の他の地域では、それぞれの地域におけるより適切な中間目標を設定して頂きたい。

核兵器の廃絶が時間の問題だと考えると、実現の暁に日本政府がTPNWの批准をしていなければ、日本政府と国民は世界の笑いものになる。そんなに恥ずかしい未来は想像だにしたくない。さらに、日本が批准すること、そして核兵器について被爆者を代弁しての「真実」を述べることは、日本政府がしばしば使う「唯一の戦争被爆国」としての道義的立場から、また世界から寄せられている期待に応えることになり、核保有国にも説得力を持つ。

(D) 成功を支えた4本の柱

[成功を支えた4本の柱]

核なき世界の実現という我々の目標達成のために、これまでの運動が成果を挙げる上で重要だった4本の柱を確認した上で、今後、我々が達成することになる最終目標そして中間目標への道筋を具体化して行きたい。

① 「多数派」の力を活用

ICJによる勧告的意見を得ることができたのは、簡略化してまとめると、「世界法廷

プロジェクト (WCP と略)」という市民運動の力である。WCP の活動家たちは、WHO と国連総会が「多数決」で最終決定を行うことに注目し、それを最大限に活用したのである。世界的なロビー活動が展開され、その結果として WHO と国連総会は、多数決による決議を採択して ICJ に勧告的意見を出すよう要請したのである。この作戦は、安全保障理事会や NPT 再検討会議等の「コンセンサス」による意思決定の場で、核大国が「拒否権」を使うことによって、世界の多数派の意思を葬り去って来た歴史を塗り替えるという結果をもたらした。

TPNW 採択に当って、ICAN や志を同じくする国々は、WCP が成功した根本理由である、多数決による意思形成を活用した。単純化した話にすると、国連総会は「公開作業部会 (Open-Ended Working Group、略して OEWG) を設置した。そこで NGO の参加も許す形で TPNW の概略を決め、それを受けて条約交渉会議が開かれるようにお膳立てをし、最終的には国連総会での多数決で TPNW を採択したのである。

その過程で効果的だったのは、多くの NGO や専門家、そして志を同じくする国々が、核兵器の使用が如何に非人道的結果をもたらすのかを教育するための会議や集会を数多くの場で開催したことである。その結果、世界の「多数派」の信念は固くなり、より多くの人々が参加することになった。

軍縮関係の条約の中には、1972 年の生物兵器禁止条約、1983 年の特定通常兵器使用禁止制限条約、1992 年の化学兵器禁止条約等があり、世界的に注目された対地雷禁止条約は 1999 年に発効している。ます。これらの条約も WCP や TPNW と同じようなメカニズムを駆使した結果、平和な世界を創る上で非常に重要な条約になった。詳細はスペースの都合で割愛するが、これらの歴史からも多くを学ぶことで、新たなエネルギーを吸収できるはずだ。

② 国家が条約や法律を遵守するよう、裁判所に訴えを起こす

国家はしばしば法を犯す。国際法も犯す。そんな場合、さらには、市民の正当な権利主張を弾圧するような場合、国家を裁判所に提訴することは、「多数派」を利する結果につながる。市民の勝利は人類の勝利だ。もし市民が負けたとしても、裁判で公開される我々の立場はメディアを通じて多くの人に共有される。その知識を用いて、政府に法の遵守をさらに強力に要求することができ、また政府が説明責任を果すよう、運動を展開することも可能だ。

例えば、1999 年、スコットランドのグリーノック裁判所の判決では、「国際トライデント・プラウシェアー 2000」に属する 3 人の女性による、トライデント潜水艦への直接抗議を合法と認めた。被告の無罪主張の根拠は、ICJ 勧告的意見とニュルンベルグ原則だった。(註: 「無罪」は確定したものの、上級裁判所の政治的介入によってその他の判断は覆された。)

2014 年には、マーシャル諸島共和国が、核保有 9 カ国を ICJ に提訴した。それは、「誠

実な交渉義務」を規定している NPT の 6 条に違反しているという訴えだった。事実、これらの国々は、核兵器禁止のための様々な機会を無視し続けて来ただけでなく、その後、国連総意が設置した「公開作業部会 (OEWG と略)」にも不参加だった。管轄権の問題で、ICJ からは却下されたものの、世界世論を喚起し、多くの支持を得る上では重要な役割を果たした。さらに、「法の支配」の基本的な原則の一つである「pacta sunt servanda」(約束(合意)は守られねばならぬ、あるいは、約束履行義務) の重要性を再確認することになった。

参考までに NPT の 6 条は、「各締約国は、核軍備競争の早期の停止及び核軍備の縮小に関する効果的な措置につき、並びに嚴重かつ効果的な国際管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」

国内的には、複数の裁判所が、日本政府が法を曲解したり無視してきた軌跡を修正した。

1955 年には「原爆投下は国際法に違反する」という東京地裁の判決が出され、1978 年には「原爆医療法」は海外の被爆者にも適用されるという孫振斗(ソン・ジンドウ)訴訟、1976 年には白内障も原爆症として認めた石田訴訟、そして 2009 年には、「輸送・救護・看護・処理等」での被曝は、人数に依らないことを認めた、3 号被爆者訴訟が杭例として挙げられる。

WCP や TPNW のように、国連の内外で外交官や政治家に働き掛けるロビー活動を展開することは、誰にでもできることではないが、固い意志を持った個人が、地方裁判所において訴訟を起こすことは可能である。国レベルでもマーシャル諸島共和国のように、小さな国が単独で国際的問題提起を行えるという意味で、裁判制度の存在は貴重である。

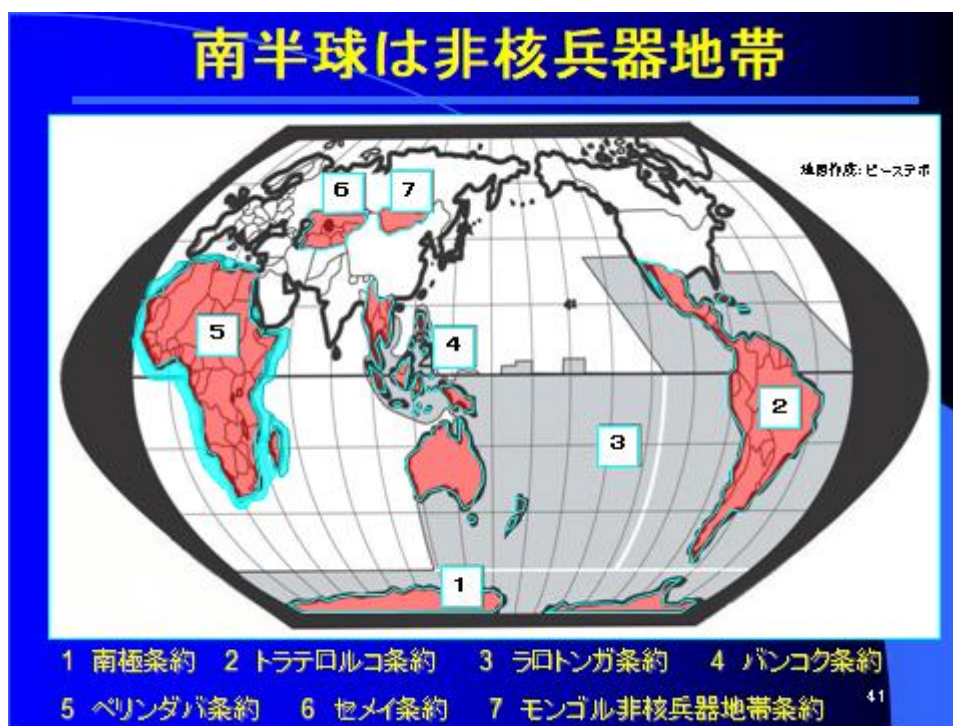
③ 非核兵器地帯を創る

非核兵器地帯条約とは、ある地域の国々が核兵器を持たないことに合意し、核保有国は、その地域の国々を各兵器で攻撃しないという保証を与える条約を指す。後者は、Negative Security Assurance (消極的安全保障、略して NSA) と呼ばれる。以下、非核兵器地帯のリストを掲げるが、この中で、NSA による保証が行われているのはトラテロルコ条約だけだが、その他の条約については世論の力が NSA の代りになっている。各条約の概略は下記の通りである。

- 1 南極条約 (1959 年) 2013 年に 50 か国
- 2 トラテロルコ条約 (1967 年) 中南米の全ての国 33 か国プラス核保有 5 か国批准
- 3 ラロトンガ条約 (1986 年) 南太平洋の 13 か国・地域プラス、ロ中仏英批准——米は署名のみ
- 4 バンコク条約 (1997 年) ASEAN 諸国 10 か国——核兵器国は全て未署名
- 5 ペリンダバ条約 (2009 年) アフリカ諸国 54 か国中、28 か国批准、仏中英が批准、

米口は署名のみ

- 6 セメイ条約 (2009年) 中央アジア5か国
- 7 モンゴル非核兵器地帯宣言(1992年)と地位の確認(1998年) 核保有5か国が、「モンゴルに協力する誓約の再確認」を発行(2000年)



南半球は全て非核兵器化されており、後は北半球を非核化すれば良い。

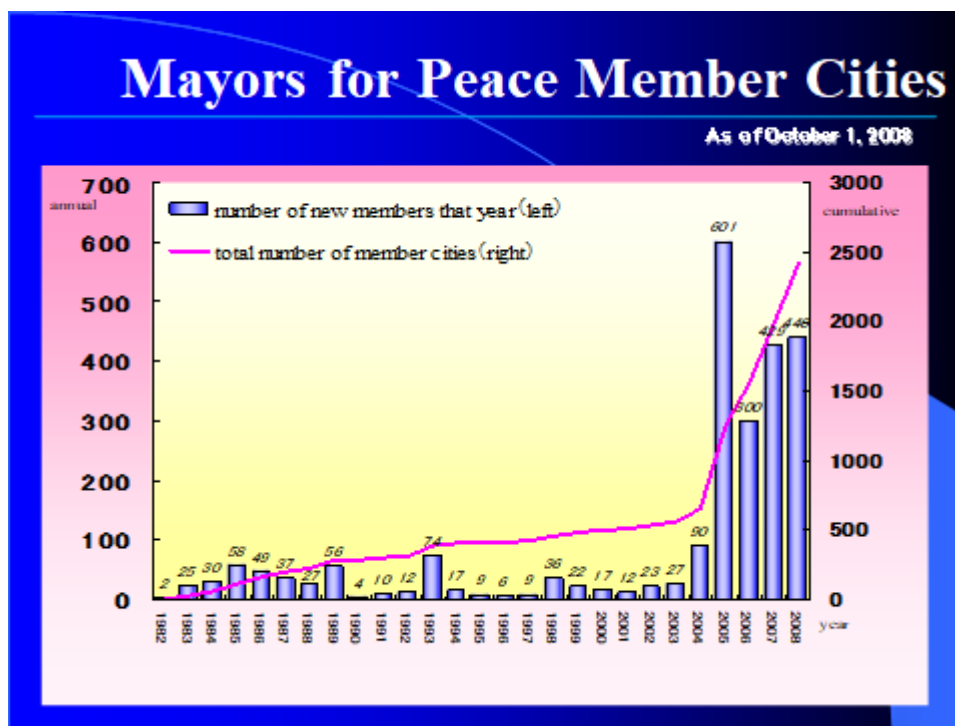
④ 平和創造の基礎単位としての都市と市長の役割

スコットランドは2014年に、イギリスから独立するか否かを決めるための住民投票を行った。独立すれば、(現在イギリス国内では唯一、スコットランドにある)核兵器を廃棄すること、NATOからは脱退し、EUには残るという結果になるはずだった。投票の結果、そのシナリオは実現しなかったが、イギリスがEUから離脱した今、状況は流動的である。

スコットランドがこのような大胆な行動を取るのには理由がある。スコットランドの全ての自治体は、既に「非核自治体宣言」をしており、平和市長会議のメンバーだからである。そもそも、非核自治体運動はイギリスが発祥地であり、地理的に考えると、スコットランド内のどこにも核兵器を置ける場所はないことを意味するからである。

世界の都市は例外なく戦争を否定している。それは、戦争による被害は都市が受けるからである。その結果、「Never again!」が都市共通の合言葉になっている。広島・長

崎の被爆者の言葉では、「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」である。その結果、2003年に平和市長会議が「2020ビジョン」を提起したときには、雪崩を打つように加盟都市が増えたのである。その事実をグラフで示しておく。



都市は軍隊を持たない。だから国家より劣った不完全な存在だと考える傾向さえあるが、実は、未来の世界の基本的構成単位としての役割を果たしている。さらに、都市同士の関係では、かつて戦争をした国の間でも、都市と都市の間で、「誰が誰に何を最初にしたか」という責任のなすり合いにはならないため、戦争の回避と否定についての共同戦線を張ることが可能になる。核廃絶についても同様に都市間の連帯によって作られる枠組みに、国家が組み入れられるシナリオには、それが多数派の市民の意志を反映していることから大きな力がある。

(E) 「2040 ビジョン」達成のための具体的ステップ

[次のステップ候補を4つ]

次のステップとして可能性のある4つの活動を提案する前に、そもそもどのような活動でも、新たな参加者に活動を続けて貰えるようにするための、いくつかの工夫が必要だ。たとえば、今から始まる、効果的な「シナリオ」を共有することである。実行可能でかつ魅力的な良いシナリオがあれば、参加者は増え、そのシナリオに従った活動をす

ることで、目標達成にも勢いが付く。

一人一人の取った行動がどのような結果を生んでいるのか迅速なフィードバックをすることも、参加者にとって自分の参加の価値が分ることから、より強固なつながりへと発展する。その特別の場合として、地域やグループの中から「リーダー」の候補を見付け出して、その候補が信頼され尊敬されていると感じる環境を作ることも、活動全体の未来のためには必要だ。

以下、次のステップとして成功の可能性が大きく、中間目標や最終目標達成に役立つと考えられるプロジェクトを掲げておこう。

① 北東アジア非核地帯条約 (英語の Northeast Asia Nuclear-Weapon-Free Zone の略 NEANWFZ と略す) の締結、そして非核地帯の創設

この非核地帯の創設は、梅林宏道氏とピースデポが提唱してきた現実的なアイデアであり、広島・長崎両市、非核・核軍縮議員連盟等、多くの NGO や国々活動家が支持している。この非核地帯が実現すれば、その影響は世界各地に及ぶことになるから、特に重要だ。

ここで北東アジアとは、日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国 (以下、英語名の Democratic People's Republic of Korea の略 DPRK を使う) であり、その周辺国である中国、ロシア、アメリカも含めた 6 カ国が対象になる。非核兵器地帯になるために必要なことは、(i) 日本・韓国・DPRK は核兵器を持たない、そして、(ii) 中国・ロシア・アメリカはこれら三カ国に対して核兵器を使わないことを保証する (NSA) と、という二つだけである。

(日韓に存在するアメリカの核兵器は、次の段階で考慮することにして)、日本と韓国は核兵器を持たないので、この条件を満たしている。中国は、「核の先制不使用」を明言しているので、何もすることはない。次に、まずアメリカとロシアが、日本・韓国・DPRK に対して核を使わないという保証、つまり NSA を与える。それは、DPRK に、国家としての存在を 6 カ国が保証することを意味する。6 カ国がこのような形で協力することは、永続的な朝鮮半島の平和を作り出すための出発点になる。

米口にとっては、核兵器を廃絶する約束よりは、使わない約束の方が条件としては受け入れ易いはずである。

② TPNW を既に批准している国をお手本にする

日本やアメリカ等、批准していない国では、改めて、批准国から何が学べるのかを謙虚に考え直す機会になる。たとえば日本では、批准国 (A 国と呼んでおこう) の駐日大使を自分の住む町や市に招待して講演会を開き、その国の国民が政府に対してどのようなアプローチで批准を促したのかを学ぶ。その際に、市長や市議会からの感謝状を差し上げることも、その国との絆を強める上で大切だろう。

謙虚に学ぶべき内容の一つは、被爆体験や被爆者のメッセージを A 国と A 国民がどのように共有しているかである。表立っての顕彰が全てではないとは言うまでもないが、ブラジル、サンパウロの市議会は、被爆者の森田隆さんを名誉市民として表彰し、サンパウロ州立の専門学校は森田さんの活動を評価して校名を「タカシ・モリタ」学校に改名している。

今の時点で、日本政府にこのように人間的な対応を期待するのは所詮無理だが、日本の中で、被爆者のこれまでの活動に対して同じレベルでの評価をしている自治体（広島・長崎の他に）はいくつあるのだろうか。ブラジルと同じことをしなくてはならないという意味ではなく、このような比較をすることから、私たちの立ち位置を改めて考え直す必要を理解して頂けたとすれば幸いである。

③ 大人が子どもの権利を守り、子どもが大人に厳しい・論理的発言をする助けをする。

人類は、核兵器による惨害を正確に表現できる語彙を持っていない。これは、2004年の平和宣言の一つのテーマでもあった。しかし今や、TPNWの発効によって、その語彙が少し増えることになった。このことは、特に子どもたちにとっては素晴らしい贈り物なのである。

それは、子どもたちの正義感が発する鋭く厳しい、そして論理的な問いを簡潔に表現する助けになるからだ。「自分の国は、何故、国際法では違法とされる核兵器を持っているのか」等々、世界のあり方について基本的な問いを大人社会に対して投げ掛ける手助けを、志のある大人たちは率先して行う義務を負っているのではないだろうか。

子どもたちの明日を保証するためには、グレタ・トゥーンベリさんの主張する環境についての対策が重要であるとは言うまでもない。同時に、核兵器による人類滅亡を防ぐことも我々の責任である。

この点を短く、多くの人に賛成して貰える形で表現すると、その一つは、2005年の平和宣言である。「未来世代への責務として、私たちはこの真理を、なканずく「子どもを殺すなかれ」を、国家や宗教を超える人類最優先の公理として確立する必要があります。」

手始めとして、子どもたちが発する大人社会への疑問と提言が、大人社会の「詭弁」を打ち破る物語を、「想定問答集」としてまとめてみたらどうだろう。

④ 市民運動の定番もぬかりなく

これまでの運動の歴史の中で、私たちが作り上げ効果を挙げて来た、そして私たちを支えてくれた、「定番」とでも呼べる多くの活動がある。これらの定番にも、当然登場して貰わなくてはならない。署名運動、市議会に働き掛けて条例や決議を作るロビー活動、デモや集会、ティーチ・インや学習会、その他の非暴力・直接抵抗市民運動等、リストは尽きない。それに、マイケル・ムーアの「10ポイント・アクション・プラン」

も付け加えよう。

マイケル・ムーアの 10 ポイント・アクション・プラン

1. 毎日電話しようー地方議員・国会議員事務所へ
2. 月に 1 回訪問しようー地方議員・国会議員事務所に
3. 個人で「すぐやる」チームを作ろうー数人で、とにかく何かをする
- 4.とにかく参加して参加して参加しまくろう！ー集会や勉強会には出席し尽そう
5. ウィメンズ・マーチは終わらないー女性の力を結集しよう
- 6.民主党を乗っ取ろうー日本なら野党のどれか
7. ブルーステート(民主党が優位の州)のレジスタンス開催に協力しようーこれも野党に力を科すこと
8. 選挙に出馬しよう
9. 君自身がメディアになるべきだー聞いたことはすぐ拡散する
10. 喜劇の部隊に加わるー政治家は笑われることを嫌う。笑いで政治家を圧倒しよう。

⑤ 政権交代の実現

日本政府に TPNW を批准させる最短の道は、次の選挙で政権を奪取することだ。安倍・菅と二代続いた政権が、如何に劣悪なコロナ対策を取って来たのかは、知れ渡っている。命に関わる重大事についての選択を迫られている有権者にとって、答は一つしかない。政権交代だ。野党共闘によって、そのメッセージを明確に打ち出すことがまず必要だ。

その後どんなシナリオを描けるのかは、皆さんへの「宿題」にしておこう。たとえば、中東非核地帯条約や、欧州非核地帯条約等、延長線を引けばすぐに頭に浮ぶものもある。また、子どもだけでなく、女性を含む被差別の構造からの行動も効果的だろう。このシンポジウムを出発点として新たなエネルギーが生れ、活発で建設的、そして永続的な行動と成果につながることを期待している。